

令和5年6月26日

(名称) 鯖江市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称	
鯖江市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>鯖江市は、福井市・越前市・越前町へ通じるJR北陸線、福井鉄道福武線、福鉄バス鯖浦線を幹線交通として、JR鯖江駅・福井鉄道神明駅でこれらに結節するコミュニティバス「つつじバス」を平成13年より運行し、特に車を運転できない高齢者等には生活に必要な交通機関として運行を行ってきた。</p> <p>しかしながら、令和5年度末に予定されている北陸新幹線敦賀開業に向けて、幹線交通網の変化に対応するとともに、市民をはじめ、観光、ビジネス等で本市を訪れる人々への移動環境を整備するため、つつじバスを中心とする二次交通網の再編が必要不可欠となっていた。</p> <p>令和3年12月に策定した鯖江市地域公共交通計画、令和4年2月に認定された鯖江市地域公共交通利便増進実施計画を基にし、令和4年4月につつじバスの路線の再編、ダイヤ改正を行った。循環線についてはパターンダイヤの導入、各支線については路線の再編を行うことで循環線とのスムーズな乗り継ぎ強化、また土日祝運行便の増便、幹線交通である福井鉄道・福鉄バス鯖浦線との接続向上(接続バス停：神明駅バス停)を行うことで、利用者利便性の向上を図った。路線再編後の利用者からの意見については可能な範囲で対応を行い、市民をはじめ本市への来訪者が、日常生活や観光、ビジネスにおいて、公共交通を利用することで必要な移動を行うことができる交通環境の継続を目指す。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
令和4年度	つつじバス年間利用者数 149,200人 → 実績 113,806人
令和5年度	つつじバス年間利用者数 154,400人
令和6年度	つつじバス年間利用者数 159,600人
令和7年度	つつじバス年間利用者数 164,800人
令和8年度	つつじバス年間利用者数 170,000人
(鯖江市地域公共交通計画 P49 参照)	
(2) 事業の効果	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルート変更および新規バス停追加による人口カバー率向上。</li> <li>・市内のスーパーで気軽に買い物ができるようなダイヤの設定による利用者利便性の向上。</li> <li>・循環線をパターンダイヤ化し、各支線との乗継ぎをスムーズにすることで利用者利便性が向上。</li> <li>・土日祝運行便の増便を行うことによる利用者利便性の向上。</li> <li>・幹線交通である福井鉄道路線バス鯖浦線との接続向上を図ることにより、隣接自治体との移動がスムーズになる。</li> </ul>	

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

#### 【つつじバスの車両更新】

車両の更新を行うことで安定の運行の維持を図るとともに、車両ラッピングデザインをマイナーチェンジすることで、つつじバスの認知度向上を図る。(鯖江市)

#### 【出前講座の実施】

各地区の高齢者サロンに出向き、乗り継ぎ方や時刻表の読み方を説明する講座の実施。(鯖江市)

#### 【SNS の活用】

公式のつつじバス Twitter・Instagram を開始し、つつじバスを利用していない方々にも、つつじバスの魅力についての発信を行う。(鯖江市)

#### 【バス停表示看板のデザイン更新】

バス停の表示看板のデザイン更新を行うことで、つつじバスへの興味関心をもってもらうとともに、コミュニティバスのイメージアップを行う。(鯖江市)

#### 【観光施設との連携】

観光施設等との連携によるつつじバス乗車券の交付を検討する。(鯖江市)

#### 【フリー乗降制の検討】

フリー乗降制について、一部区間において導入が出来ないか検討を進める。(鯖江市)

#### 【割引制度の充実】

利用料金割引制度の充実として、企画切符等の導入の研究を進める。(鯖江市)

#### 【バス車内ギャラリースペースの活用】

つつじバス車内の掲示スペースに市内の子供たちに描いてもらったつつじバスの塗り絵を掲示することで、つつじバスの認知度を高める。(鯖江市)

(上記の各事業については、鯖江市地域公共交通計画 P66～P69 参照)

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表 1 を添付。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

鯖江市

(運行事業者に対して運行委託および車両管理委託費用の支払い)

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

つつじ株式会社

越前観光株式会社 鯖江本部

鯖江交通株式会社

鯖江高速観光株式会社

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

#### 【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項  <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>11. 外客来訪促進計画との整合性  <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要  <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>
<p>表5を添付。</p>
<p>13. 車両の取得に係る目的・必要性  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果  <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u></p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>

<p>15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者【<u>車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【<u>公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【<u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>※該当なし</p>
<p>18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【<u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>(1) 事業の目標</p>
<p>※該当なし</p>
<p>(2) 事業の効果</p>
<p>※該当なし</p>
<p>19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【<u>貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ</u>】</p>
<p>※該当なし</p>

## 20. 協議会の開催状況と主な議論

### 平成27年度

年 月 日	主な協議事項等
平成27年4月3日(金)	副会長の互選、座長、幹事の指名、協議会事業計画、予算等
平成27年5月21日(木)	平成27年度補正予算 調査業務委託プロポーザル
平成27年7月17日(金)	網形成計画の構成、市民意向の把握
平成27年10月5日(月)	アンケート調査結果を踏まえた問題・課題の整理
平成27年11月12日(木)	網形成計画の基本方針、計画目標
平成27年12月17日(木)	網形成計画案全般
平成28年2月18日(木)	網形成計画案全般
平成28年3月25日(金)	網形成計画案全般

### 平成28年度

年 月 日	主な協議事項等
平成28年8月5日(金)	福鉄バス 鯖浦線、南越線の市内延伸
平成28年10月24日(月)	つつじバス路線・ダイヤの改正 網計画修正案
平成28年12月2日(金)	つつじバス路線・ダイヤの改正 網計画修正案
平成29年2月22日(水)	鯖浦線市内延伸ルートの一部変更
平成29年3月2日(木)	生活交通確保維持改善計画

### 平成29年度

年 月 日	主な協議事項等
平成29年6月21日(水)	生活交通確保維持改善計画
平成30年2月26日(月)	つつじバス路線・ダイヤの改正 網計画修正案・再編計画の変更

平成30年度

年 月 日	主な協議事項等
平成30年6月28日(木)	生活交通確保維持改善計画
平成31年2月19日(火)	つつじバス4月ダイヤ改正について つつじバス定期制度について

令和元年度

年 月 日	主な協議事項等
令和元年6月25日(火)	生活交通確保維持改善計画
令和元年10月24日(木)	自家用有償旅客運送制度導入に向けた分科会の設置
令和2年2月27日(木)	つつじバス4月ダイヤ改正について(書面協議)
令和2年3月24日(火)	令和2年度事業計画および予算について(書面協議)

令和2年度

年 月 日	主な協議事項等
令和2年6月23日(火)	生活交通確保維持改善計画(書面協議)
令和2年9月10日(木)	自家用有償旅客運送事業の実施について 福井鉄道バス鯖浦線のダイヤ改正について
令和3年2月25日(木)	自家用有償旅客運送の登録の申請について

令和3年度

年 月 日	主な協議事項等
令和3年6月23日(水)	生活交通確保維持改善計画
令和3年9月28日(火)	令和3年度鯖江市地域公共交通活性化協議会補正予算案について(書面協議)
令和3年11月26日(金)	鯖江市地域公共交通計画改訂案について 令和4年4月つつじバスダイヤ改正案について
令和3年12月24日(金)	鯖江市地域公共交通計画改訂案について 鯖江市地域公共交通利便増進実施計画案について 地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について
令和4年3月4日(金)	令和4年度予算案について 生活交通確保維持改善計画の変更申請(案)について

### 令和4年度

年 月 日	主な協議事項等
令和4年5月27日(金)	生活交通確保維持改善計画 自家用有償旅客運送の料金の変更について
令和4年12月2日(金)	地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について
令和5年3月24日(金)	令和5年度予算案について(書面協議) 自家用有償旅客運送の登録(更新)の申請について(書面協議)

### 令和5年度

年 月 日	主な協議事項等
令和5年6月26日(月)	生活交通確保維持改善計画

## 21. 利用者等の意見の反映状況

令和2年4月からつつじバス出前講座を開始し、各地区の高齢者サロンに出向き、各地区の要望をまとめており、利用者の意見およびこれまでの利用の実績を参考にしたダイヤ改正を行ってきたところである。

地域公共交通計画および利便増進実施計画の策定にあたり、令和3年10月に市民アンケート、令和3年12月にパブリックコメントを実施した。また、令和4年4月のダイヤ改正に向けて、利用者から寄せられた苦情・要望、これまでにとったアンケートの内容について再検討を行った。その中でも意見の多かった市内中心地を巡回する循環線と各地区支線の乗継ぎが悪いこと、また土日祝日運行便が少ないことについて、前者については循環線をパターンダイヤ化し各支線との乗継時間の調整の実施により対応、後者についても各支線の土日祝運行便を増便することで対応を行った。

令和4年4月に実施したダイヤ改正後の利用者からの意見については、今後のダイヤ改正時の検討材料とするため、取りまとめている。

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	福井県未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課
関係市区町村	鯖江市政策経営部総合交通課、都市整備部土木課、産業環境部商工観光課、都市整備部都市計画課
交通事業者・交通施設管理者等	鯖江高速観光株式会社、鯖江交通株式会社、越前観光株式会社鯖江本部、つつじ株式会社、鯖江地区ハイヤータクシー業会、福井鉄道株式会社、公益社団法人福井県バス協会、西日本旅客鉄道株式会社金沢支社、株式会社ハピラインふくい、福井県交通運輸産業労働組合協議会、鯖江警察署、福井県丹南土木事務所鯖江丹生土木部管理用地課
地方運輸局	中部運輸局福井運輸支局
その他協議会が必要と認める者	福井工業大学教授、鯖江市区長会連合会、鯖江市老人クラブ連合会、鯖江市連合女性会、福井工業高等専門学校、福井県立鯖江高等学校、鯖江商工会議所、一般社団法人鯖江観光協会、鯖江市交通対策協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福井県鯖江市西山町 13 番 1 号

(所 属) 鯖江市役所 政策経営部 総合交通課

(氏 名) 林 遼太

(電 話) 0778-53-2243

(e-mail) SC-SogoKotsu@city.sabae.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。